

退職会員総合保険Ⅳ 普通保険約款

(この保険の趣旨)

この保険は、一般財団法人神奈川県厚生福利振興会（以下、「振興会」といいます。）の現職会員（勤務形態が常時勤務を要する現職会員をいう。）及びその配偶者で退職日の翌日が45歳以上である者のうち、この保険に加入した者（以下、「退職会員」といいます。）の生活安定のために、病気、負傷等に備えていただく生活保障保険です。

第一章 総則

(用語の定義)

第1条 この約款における用語の定義は、この約款に別に定められるもののほか、それぞれ以下のとおりとします。

(1) 遺族

退職会員の死亡当時、その配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹をいいます。

(2) 一部負担金

国民健康保険法又はその他の医療保険各法に定める保険適用分医療費について、退職会員が負担する金額をいいます。

第二章 保険金の支払事由

(被保険者、保険金の支払事由、保険金額及び免責事由)

第2条 この保険契約の被保険者及び保険金の支払事由は、保険金の種類毎に次のとおりです。なお、保険金の支払事由は、契約日以降保険契約の消滅年月日までに発生したものに限りします。

号	保険金の種類	被保険者	保険金の支払事由
1 2	死亡保険金 医療保険金	退職会員 退職会員	退職会員が死亡したとき 退職会員が75歳に達するまでの間、病気又は負傷によって国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第36条第1項に規定する療養を保険医療機関又は保険薬局等で受け、一部負担金を支払ったとき
3	古希祝金 喜寿祝金 米寿祝金 白寿祝金	退職会員 退職会員 退職会員 退職会員	退職会員が70歳に達したとき 退職会員が77歳に達したとき 退職会員が88歳に達したとき 退職会員が99歳に達したとき

2 この保険契約の保険金額及び免責事由は、次のとおりです。

号	保険金の種類	保険金額	免責事由
1	死亡保険金	退職会員の死亡時の年齢に 応じて別表 1 に定める額	次に該当する場合は、振興会 は保険金を支払いません。 死亡保険金の受取人となる者 が、退職会員を故意に死亡さ せたとき
2	医療保険金	診療報酬明細書毎の一部 負担金の額から 1 0 0 円 未満の額を控除した額 (一部負担金の額は、療養 に要する費用に 1 0 分の 3 を乗じて得た額を限度 とする) ただし、月の限度額は同 一月、同病院又は薬局につ き 20,000 円とし、一年度 限度額は 100,000 円とする	①医療機関で受診したときに 支払った医療費(3割負担分) から、2,000 円を控除した額を 給付。 ②他の法令の規定により国又 は地方公共団体及びこれに類 する団体の負担において療養 又は療養費の支給を受けた額 ③療養補助金の給付を受ける 権利を有する退職会員が、第 三者から当該給付と同一の理 由による療養又は療養費の支 給を受けたとき(その受けた 額を限度において)療養補助 金の支給は行わない。
3	古希祝金 喜寿祝金 米寿祝金 白寿祝金	3 万円 5 万円 7 万円 1 0 万円	

[第 2 条第 2 項補則]

死亡保険金の受取人となる者が、故意に退職会員を死亡させた場合で、その者が死亡保険金の一部の受取人であるときは、振興会は、死亡保険金の残額をその他の死亡保険金の受取人に支払います。

(保険金の受取人)

第 3 条 この保険契約の保険金の受取人は、退職会員とします。

2 退職会員が死亡した場合の死亡保険金を受けるべき遺族の順位は、配偶者を第 1 順位とし、その他の遺族については、退職会員の死亡当時、その被扶養者であった者を先順位とし、他の者を後順位として、それぞれ第 1 条第 1 項第 1 号に規定する順序とします。

3 前項の場合において、父母については養父母、実父母の順とし、祖父母については養父母の養父母、養父母の実父母、実父母の養父母、実父母の実父母の順とします。

4 前 2 項の規定にかかわらず、死亡保険金を支給すべき遺族がないときは、その保険金を退職会員の相続人に支払います。

(同順位者が二人以上ある場合の死亡保険金の給付)

第 4 条 前条第 2 項から第 3 項の規定により死亡保険金の受取人である遺族に同順位者が二人以上あるときは、その保険金は、その人数によって等分して支払います。

- 2 前項の規定により給付を受けるべき遺族に同順位者が二人以上あるときは、遺族において総代者を選任し、その者の請求に支払います。

(保険金の削減支払)

第5条 第2条（被保険者、保険金の支払事由、保険金額及び免責事由）の規定にかかわらず、戦争その他の変乱、地震・噴火・津波、原子力事故・放射能汚染、感染症及び船舶・航空機事故などにより保険金の支払事由が一時に多数発生し、当該保険事故による保険金を全額支払うとした場合には、振興会の収支状況を著しく悪化させると認められるときは、振興会は、該当する保険金の全部又は一部を削減して支払うことがあります。

- 2 保険金を削減して支払うときは、振興会は、保険金の受取人に通知します。

第三章 保険契約の締結等

(責任開始及び契約日)

第6条 退職後3か月以内に、振興会所定の加入申込書による保険契約の申込を振興会が承諾した場合は、振興会は、退職会員の退職日の翌日から保険契約上の責任を負います。

- 2 前項により振興会の責任が開始される日を契約日とします。

(保険期間)

第7条 この保険期間は、契約日から終身とします。ただし、医療保険金の保険期間の始期は契約日の2年後（加算金を納入した場合は、契約日）とし、終期は75歳に達した日の属する月の末日（その日が月の初日にあつては、その前月の末日）までとします。

なお、令和2年3月31日以前の契約者については70歳に達した月に移行保険料を納入した場合に限り終期は75歳に達した日の属する月の末日（その日が月の初日にあつては、その前月の末日）までとします。

(保険証券)

第8条 振興会は、保険契約の申込みを承諾したときは、集団取扱特約に定める保険証券を発行します。

第四章 保険料の払込

(保険料の払込)

第9条 退職会員は、振興会が承諾した日から1ヵ月以内に、振興会に対し、保険料を一括で払い込むものとします。

- 2 振興会が退職会員に支払うべき予定の現職会員総合保険普通保険約款に基づく退会返還保険金がある場合は、保険料の一部又は全額に充当することができるものとし、保険料と退会返還保険金との差額がある場合は、その額を払い込むものとします。

(保険料の払込方法（経路）)

第10条 退職会員は、前条の保険料を金融機関等の振興会の指定した口座に振り込む方

法により払い込むものとしします。

第五章 保険料の増額又は保険金の減額

(保険期間中の保険料の増額又は保険金の減額)

第11条 振興会は、その業務又は財産の状況に照らして特定保険業の継続が困難になる蓋然性がある場合には、振興会の定めるところにより、保険期間中において、主務官庁の認可を得て、保険料を増額し又は保険金額を減額する変更（以下、この条において「契約条件の変更」といいます。）を行うことがあります。

2 前項に定める契約条件の変更を行う場合、振興会は、契約条件の変更の内容につき、特別の事情がある場合を除き、主務官庁の認可を取得したのちただちに、その対象となる保険契約の退職会員に通知します。

第六章 保険契約の取消、無効及び解除

(詐欺による取消)

第12条 保険契約の締結に際して、退職会員、被保険者又は保険金の受取人に詐欺の行為があったときは、振興会は、保険契約を取り消すことができます。この場合、すでに払い込まれた保険料を払いもどしません。

(不法取得目的による無効)

第13条 退職会員が保険金を不法に取得する目的又は他人に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結したときは、保険契約は無効とします。この場合、振興会は、すでに払い込まれた保険料を払いもどしません。

(重大事由による解除)

第14条 振興会は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、保険契約を将来に向かって解除することができます。

(1) 退職会員が、この保険契約の保険金を詐取する目的又は他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）した場合

(2) 保険金の受取人が、この保険契約の保険金を詐取する目的又は他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）した場合

(3) この保険契約の保険金の請求に関し、その受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合

(4) 前3号に掲げるもののほか、振興会の被保険者又は保険金の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする前3号に定める事由と同等の重大な事由がある場合

2 振興会は、保険金の支払事由が生じた後でも、前項の規定によってこの保険契約を解除することができます。この場合、振興会は、前号各号に定める事由の発生時以後に支払事由が生じていたときは、保険金の支払を行いません。また、すでに保険金を支払っていたときは、その返還を請求することができます。

3 本条による解除は、退職会員に対する通知により行います。

第七章 保険金の請求及び支払時期等

(保険金の請求及び支払時期等)

第15条 保険金の支払事由が生じたときは、退職会員又は保険金の受取人は、すみやかに振興会に通知するものとします。

2 支払事由が生じた保険金の受取人は、必要書類（別表2）を振興会に提出して保険金を請求することを要します。

3 保険金は、前項の必要書類が振興会に到着した日（以下、「請求日」といいます。）の属する月の翌月末日までに、保険金の受取人が指定した金融機関等の口座に支払います。

4 振興会は、保険金の支払のために確認が必要な次の各号の場合において、保険契約の締結から請求までの間に振興会に提出された書類だけではその事項が確認できないときは、それぞれの各号に定める事項の確認を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、請求日の属する月の翌々月末日までとします。

号	確認が必要な場合	確認が必要な事項
1	保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	この約款に定める保険金の支払事由に該当する事実の有無
2	保険金の支払の免責事由に該当する可能性がある場合	保険金の支払事由が発生した原因
3	この約款に定める重大事由、詐欺又は不法取得目的に該当する可能性がある場合	前1号に定める事項又は退職会員、被保険者もしくは保険金の受取人の保険契約締結の目的もしくは保険金の請求の意図に関する保険契約の締結時から保険金の請求時までにおける事実

5 前項の確認をするため、次の各号の事項についての特別な照会又は調査が不可欠な場合には、前二項の規定にかかわらず、保険金の支払期限は、請求日の翌日から起算してそれぞれ各号に定める日数（複数の号に該当する場合であっても180日）を経過する日とします。

号	特別な照会又は調査の対象となる事項とその内容	日数
1	前項各号に定める事項についての弁護士法その他の法令に基づく照会	180日
2	前項各号に定める事項を確認するための、専門機関による調査又は鑑定等の結果の照会	180日
3	災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における前項各号に定める事項の確認のための調査	180日
4	前項各号に定める事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査結果又は調査結果の照会	180日
5	前項各号に定める事項についての日本国外における調査	180日

6 前二項の規定を適用する場合には、振興会は、保険金を請求した者に通知します。

7 第3項から第5項に定める支払期限をこえて保険金を支払う場合は、振興会は、支払期限の翌日以降遅滞の責任を負い、遅延利息を保険金とあわせて支払います。

8 前項にかかわらず、第4項又は第5項の確認等に際し、退職会員、被保険者又は保険金の受取人が、正当な理由なくその確認等を妨げ、又はこれに応じなかったときは、振興会は、これによりその事項の確認が遅延した期間について遅滞の責任を負いません。

第八章 解約及び脱退返戻金

(解約)

第16条 退職会員は、いつでも、将来に向かって保険契約を解約し、脱退返戻金を請求することができます。

2 退職会員が本条の請求をするときは、脱退返戻金請求書を振興会に提出することを要します。

(脱退返戻金)

第17条 この保険契約の脱退返戻金は別表3のとおりとします。

第九章 保険契約の消滅及び保険料等の返還

(保険契約の消滅)

第18条 保険契約は、次の各号に該当する場合に消滅し、当該各号に定める消滅年月日の翌日をもってその効力は失われます。

号	保険契約の消滅に該当する場合	消滅年月日
1	退職会員の死亡	退職会員の死亡年月日
2	退職会員の振興会会員資格の喪失	退職会員が振興会の会員資格を喪失した日
3	重大事由による保険契約の解除(第14条関係)	重大事由による解除の通知の到達日

第十章 契約者配当

(契約者配当金の割当)

第19条 振興会は、この保険契約につき契約者配当を行いません。

第十一章 退職会員の通知義務

(退職会員の住所の変更)

第20条 退職会員が住所を変更したときは、すみやかに振興会に通知するものとします。

2 前項の通知がなく、退職会員の住所を振興会が確認できなかった場合、振興会の知った最終の住所あてに発した通知は、退職会員に到達したものとみなされます。

第十二章 その他の事項

(保険料又は保険金の額の定期的見直し)

第21条 振興会は、将来にわたって保険財務の健全性を維持することができるように、少なくとも3年毎に、保険料又は保険金の額の妥当性につき定期的検証を行います。

2 前項に定める定期的検証の結果、振興会が保険料又は保険金の額の見直しを行う場合には、振興会は、その内容につき、主務官庁の認可を取得したのちただちに、その対象となる保険契約の退職会員に通知します。

(時効)

第 2 2 条 保険金の支払を請求する権利は、支払事由が生じた日の翌日から起算して 3 年間これを行わないときは、当該期間の経過をもって自動的に消滅します。

(管轄裁判所)

第 2 3 条 この保険契約における保険金の請求その他この保険に関する一切の訴訟については、振興会の主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。

別表 1

<死亡保険金額表>

(単位:円)

年齢	金 額	年齢	金 額	年齢	金 額	年齢	金 額
4 5	500,000	5 2	360,000	5 9	220,000	6 6	80,000
4 6	480,000	5 3	340,000	6 0	200,000	6 7	60,000
4 7	460,000	5 4	320,000	6 1	180,000	6 8	40,000
4 8	440,000	5 5	300,000	6 2	160,000	6 9	20,000
4 9	420,000	5 6	280,000	6 3	140,000	7 0 以上	10,000
5 0	400,000	5 7	260,000	6 4	120,000		
5 1	380,000	5 8	240,000	6 5	100,000		

別表 2

<保険金請求必要書類>

保 険 金	請求書様式	添 付 資 料
死亡保険金	死亡保険金請求書	死亡の事実及び遺族であることを証明する書類
医療保険金	医療保険金請求書	診療報酬証明書(領収書)
祝 金	長寿祝金請求書	—

別表 3

<脱退返戻金額表>

(単位:円)

年齢	金 額	年齢	金 額	年齢	金 額	年齢	金 額
4 5	500,000	5 2	360,000	5 9	220,000	6 6	80,000
4 6	480,000	5 3	340,000	6 0	200,000	6 7	60,000
4 7	460,000	5 4	320,000	6 1	180,000	6 8	40,000
4 8	440,000	5 5	300,000	6 2	160,000	6 9	20,000
4 9	420,000	5 6	280,000	6 3	140,000	7 0 以上	10,000
5 0	400,000	5 7	260,000	6 4	120,000		
5 1	380,000	5 8	240,000	6 5	100,000		

集団取扱特約

(特約の適用)

第1条 振興会は、この特約を主約款に付加して保険契約を集団扱とし、保険料を一括して払込むことができます。

(主約款の準用)

第2条 この特約において別段の定めのない事項については、主約款の規定を準用します。

(保険契約者が集団又は集団の代表者の場合の特則)

第3条 振興会は、保険契約者が集団又は集団の代表者の場合の特則として、次の各号に定める取決めを行ない、その取決めを適用することができます。

- 1 主約款における保険証券の発行
- 2 その他事務手続き